

## 山形市高度デジタル人材ネットワーク設置要綱

### (設置)

第1条 公民学等における様々な立場のデジタル及び業務改善・変革知識の豊富な人材と意見の交換等を行うことにより、山形市におけるスマートシティ及びDXの取組を効果的かつ効率的に推進するため、その意見交換の場等として、山形市高度デジタル人材ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設置する。

### (活動内容)

第2条 ネットワークは、次に掲げる活動等を行う。

- (1) 山形市スマートシティ推進基本計画の取組及びその進捗に対する意見の交換
- (2) DXに関する意見の交換
- (3) デジタルにおけるトレンド等の情報の交換
- (4) 公民連携提案窓口に寄せられたDXに関するアイデアへの意見及びコンテスト等への協力
- (5) 山形市が主催するDXの推進に資するシンポジウム、セミナー等のイベントへの協力
- (6) 山形市におけるDXの推進に関するPR及び情報の発信
- (7) その他ネットワークの設置の目的を達成するために必要な活動等

### (会員)

第3条 ネットワークは、会員をもって組織する。

- 2 会員となることができる者は、山形市の事業等に関わりのあった企業、団体、個人等のうち、デジタル及び業務改善・変革知識が豊富であると認められる者とする。
- 3 会員になろうとする者は、他の会員の推薦又は第5条に規定する事務局の指名を受けた上で、山形市高度デジタル人材ネットワーク会員申込書(別記様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 会員は、ネットワークを退会しようとするときは、その旨を書面により市長に届け出なければならない。
- 5 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その会員を除名することができる。
  - (1) この要綱の規定に違反し、又はネットワークの信用を著しく傷つけたとき。
  - (2) 会員の属する企業又は団体が解散し、又は営業等を停止したとき。
  - (3) 暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき。
  - (4) 第5条に規定する事務局との間で、電話、Eメール、手紙等による連絡が取れなくなり、その期間が1年を超えたとき。
  - (5) その他ネットワークの運営に当たり重大な支障があると認められるとき。

### (意見交換会)

第4条 ネットワークは、必要に応じて、意見交換会をオンライン等により開催する。

- 2 意見交換会は、山形市副市長が招集する。

- 3 意見交換会では、第2条第1号から第3号までに掲げる活動等を行う。
- 4 意見交換会に座長を置き、山形市副市長をもって充てる。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、山形市企画調整部長がその職務を代理する。
- 6 意見交換会に参加した会員に対する報酬は、無償とする。

(事務局)

第5条 ネットワークの事務局は、山形市企画調整部情報企画課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

山形市高度デジタル人材ネットワーク会員申込書

氏名	
よみがな	
役職 1	
役職 2	
専門分野	

※山形市のホームページ等への記載内容となります。

連絡先

電話	
メール/Gmail	/